

○宮崎県環境影響評価専門委員会 議事概要

- (日 時) 令和元年12月19日(木) 14:00～16:20
(場 所) 県庁7号館 734号会議室
(出席者) 環境影響評価専門委員会委員 8名(10名中)
事務局 5名
事業者 7名

令和元年12月3日付けで知事から諮問を受けた「(仮称)日南風力発電事業」の環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をとりまとめるため、以下のとおり委員会が開催された。

1 開会

2 環境管理課長あいさつ

3 議事

(1) 「(仮称)日南風力発電事業」の環境影響評価方法書に関する審議

- ① 事前の質疑・意見等に対する事業者からの回答
委員から事前に提出された質疑・意見等に対する回答について、事業者から説明があった。
- ② 質疑応答
主な質疑応答は以下のとおり。

- (委員) 土壌採取について、空気に触れていない土壌は未風化のものを指すのか。
(事業者) 地表面にむき出しになっているところを除いて、ここでは8m以内と記載しているが、地上から掘る場合は、1m程度掘り、そこの土を採取する。
(委員) 周辺の土壌の深さは把握しているのか。
(事業者) ボーリング調査をしないと、何m土壌が堆積しているか分からない。
(委員) 上の方と下の方で、地質が変わっていると考えられる。
上から土砂が流れ込んで来ることで水質が汚染されることが想定されるが、どういうものが流れ込んでくることを想定して、上から掘って1mとしているのか。
(事業者) 土壌採取は、水がどれくらいの早さで浸透するかを確認するために行う。
土壌ごとに沈降試験を行い、最も浸透が遅い(浸透しにくい)土壌を用いて、実際の影響を調査する。
委員が事前に言っているように、火山灰由来の土壌の方が浸透が遅いと思われるため、今後の現地調査をとおして火山灰由来の土壌が確認された場合、そこで土壌を採取して、浸透能力を調査分析していく。

- (委員) 伐採予定地等の調査地点は場所を変更して実施する旨の記載があるが、どこに変更するのか。
- (事業者) 調査地点は、予定されていた環境類型ごとに（植物の群落調査に関しては群落ごとに）選んでいる。
- 伐採される予定の変更しないといけない群落は、同じ環境の場所に地点を移すということで考えている。
- (委員) それは、現在は分からないということか。
- (事業者) 既に伐採されているところもあり、それらの計画はこちらで把握できていないため、現地調査で状況を見ながら変更していきたい。
- (委員) 伐採地では、ノウサギがよく見られるため、伐採により、猛禽類が餌場としてその場を使い始めることも考えられる。
- そのため、伐採地も調査するべきではないかと考える。
- (事業者) 伐採地に関しては、植物調査及び動物の踏査を行う。
- 生態系の中で上位性をクマタカとしているので、その中でノウサギ調査も入るため、伐採地を変更しながら実施していくのがよいと考えている。
- (委員) 植生調査地点として、スギ植林地が何箇所か伐採された場合、例えば3箇所伐採されたら、それを補うように別のスギ林で調査をすることに加え、伐採地でも追加で調査を行うということで間違いないか。
- (事業者) 踏査ルートとして調査を行う。
- (委員) 調査を始める前に、ある程度植生の現況を把握し、それを考慮して調査するという理解でよろしいのか。
- (事業者) 方法書の中でも環境省の植生図を載せているがかなり古く現状とは異なる。現在行っている猛禽類調査の中で地域の状況を把握、また、航空写真等を使用し、再度調査地点を決めながら実施している。
- (委員) 方法書の中での調査地点は動く可能性があるということか。
- (事業者) そのとおり。
- (委員) タヌキの餌となる果実の結実状況だが、豊作・不作年変動や、調査日のズレは確かにあるが、踏査の時にでも、目についたら、例えばどんぐりが成っているとか、結実しそうな親木があるとか、その辺は記録して欲しい。
- (事業者) 分かった。
- (委員) 踏査できそうな道や、気になる地形などでの調査でも、地図で書かれた踏査ルート以外に、気になる場所があれば追加していただきたい。
- (事業者) 現状、地図上や航空写真上で道だと認識できる場所を示しているが、岩場に重要種があるということも多いため、そういった所も確認していこうと考えている。
- (委員) 県が指定していないから、市でも指定していないとのことだが、県は今からでも指定する可能性はあるのか。
- また、指定された場合、つよし寮は超低周波音の対象とされるのか。
- (事務局) 騒音規制法の騒音の種類指定と地域の指定については、日南市の回答が若干混同しているところがある。

平成23年に騒音規制法を改正し、日南市において類型の指定及び地域の指定をすることになっている。

騒音の類型指定や指定地域の指定は、都市計画法の用途区分に応じて地域や規制をあてはめている。

今後、日南市の将来のまちづくりや、地域の実態を踏まえて日南市が検討することになるかと思う。

(委員) 県が指定すれば調査地点となるという考えでよろしいか。

(事業者) 環境騒音及び低周波音の環境影響評価調査地点の追加については、今回の環境騒音、超低周波音の調査地点4地点で、生活環境に対する影響を把握できると考えている。

5号基風車まで1.7km離れていることを考慮すると、今の段階では追加する予定はない。

(委員) 「今回設定した4地点で、対象事業実施区域周囲の生活環境に対する影響を把握できる」と記載があるが、果たしてそうだろうか。

基準にそぐわないからといって、切り捨てられると、何のためのアセスなのかと感じる。

人、生き物、植物にもある程度の優しさがなければ、今後の風力発電事業の発展がないのではないか。

(委員) つよし寮が1.7kmの距離に位置することだが、景観も含めて、周辺の近いところにポツポツと住宅等があるのが当該事業の特徴であり、宮崎県ではこの距離感は初めてである。

宮崎県でこれまで計画されてきたものは、最短でも1.3kmほどだった。

低周波音も含めて、余力があれば、つよし寮の騒音の現状把握を行っていただきたいが可能か。

(事業者) つよし寮にまず聞くことが大事かと考えている。

それが可能であれば、今回意見をいただいたため、できるだけそのように調査地点を設定できるようにしていきたいと考えている。

(委員) 近くの住民によく説明するということは全般を通じて大切だと感じる。

大きな町があるという訳ではないが、住宅が近いというのがやはりあるため、考慮していただければと思う。

(委員) 風車の可視領域の推定について、2kmという基準は何をもって設定しているのか。

(事業者) 風車のでっぺんが見えるかどうかを想定している。

(委員) シャドーフリッカーについて、予測はどのような方法とするのか。

国外のドイツの手法を参考に行っているのはよく聞くが、何年か前に電気学会で、千葉大の方が日立と共同研究で、地形の勾配を見て日本を対象としたシミュレーションができると発表されている。

起伏に富んだ、日本の地形に適合した手法ができるかと考えたがいかがか。

(事業者) 風車の影のシミュレーションについては、太陽の位置、ブレードの向き等を加味して、どれくらい年間で、一日最大で影がかかるのかというシミュレーションを準備書で示す。

シミュレーションでは、地形の状況も加味するため、日本の地形に対応したものを示すことができると考えている。

③ 委員協議

質疑応答を踏まえ、委員による協議が行われた結果、以下のとおり答申の内容をとりまとめることで合意が得られた。

(ア) 答申に盛り込む内容は次の6点とする。

- ・ 最新の知見や助言を踏まえて、環境影響評価を実施すること。
- ・ 風力発電設備機種選定においては、近隣住民への影響を考慮して検討すること。
- ・ 地域住民と協議を行うこと。
- ・ 事業終了後の施設撤去について文書で示すこと。
- ・ 風車設置予定地周辺の騒音の現状把握を行うこと。
- ・ 水源に対する配慮を行うこと。

(イ) 答申の素案を事務局が作成し、事務局から各委員に素案を打診する。

(ウ) 細かい表現等については、最終的には会長に一任する。

(2) 太陽光発電事業に係る国の動向等について

① 事務局からの説明

大規模な太陽光発電事業を法アセスの対象とする環境影響評価法施行令改正について、国の動向及び宮崎県の現状を説明した。

② 委員からの意見

- ・ 渡り鳥に対する影響を考慮していただきたい。
- ・ 土地改変を伴わない事業への対応を検討していただきたい。
- ・ 隣接地域で別事業が行われた際の、累積的な環境影響評価の在り方について、検討していただきたい。

4 閉会